

氏名	あずま 東 幸 代
学位の種類	博士(文学)
学位記番号	文博第235号
学位授与の日付	平成15年1月23日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当
研究科・専攻	文学研究科歴史文化学専攻
学位論文題目	日本近世における漁政・漁村史の研究

論文調査委員 (主査) 教授 藤井讓治 教授 鎌田元一 助教授 高橋秀直

### 論文内容の要旨

本論文は、漁政史という視角から日本近世の漁業・漁村・漁獲物流通の問題を論じ、その歴史的な位置づけを試みたものである。

近世漁業の史的分析は、戦前期から行われているが、1960年代以前の諸研究は、技術史的観点や経済史的観点など漁業そのものの展開を対象としたものが大部分であり、幕藩体制との関連を意識した研究はほとんど存在しなかった。その結果、近世社会において漁業・漁村がどのような役割を担い、位置を与えられていたのか、という問題が未解明のまま残された。1970年代以降、近世国家の特質と近世における漁業・漁村との関連が意識されて研究がすすめられている。本論文は、こうした動向を踏まえ、漁政史の観点からの分析を試みたものである。

本論文で使用する漁政という用語は、幕藩領主によって設定された漁業制度にとどまらず、幕藩領主の漁業・漁村に対する認識をも含んだものである。というのも、漁政史研究の重要性は、既に1970年代に主張されており、その後若干の研究がみられるが、それら諸研究は、漁業に関する法令の有無、漁村の支配機構、漁獲物流通統制のあり方など、制度的な側面のみを検討対象としてきた。その意義は大きいですが、結果的に、幕藩領主の漁業への対応は、積極的なものであったか消極的なものであったかといった相対評価に止まっている。このことは、漁業・漁村が近世社会のなかにいかに位置づけられていたかという課題の解明にとって、制度的側面のみでの分析では限界のあることを示している。

本論文では、丹後宮津藩を素材に、漁政史の視角から漁業・漁村・漁獲物流通の史的展開を解明する。全体は6章から成るが、3部構成とし、第一部では沖漁場における漁獲物流通と漁政、第二部では地付漁場における漁場利用秩序と漁政、第三部では藩政改革と漁政との関係を検討している。いずれも、従来の研究が十分に組み込んでこなかった幕藩領主の動向を踏まえた分析である。

序章では、上記のごとく、戦前期以来現在に至るまでの日本近世漁業・漁村史研究の研究史の整理と、本論文の視角について述べている。

第一部「沖漁獲物流通の構造と展開」では、沖漁場における漁獲物の流通構造を明らかにしながら、領主と漁村との関係について考察する。近世の漁場は、沖漁場と地付漁場の重層的な構造を有しているが、漁獲物流通の研究は、主として地付漁場を対象として行われ、近世中後期以降の漁獲物需要の増大にともなって、抜け売りが増加しつつも結局は漁村側が領主権力を背景とする商業資本に屈するとするのが通説的見解である。他方、沖漁場における漁業生産・流通に対する領主側の関与については、ほとんど明らかにされてはいない。

第一章「一八世紀前期の漁獲物流通」では、18世紀前期の沖漁獲物の流通構造を検討する。①宮津藩における沖漁獲物の流通の担い手として「追掛(おっかけ)」のあることを指摘し、その追掛には、城下町の商人資本である宮津追掛と、伊根浦の村落構成員である伊根追掛の二種が存在したこと、②伊根追掛は、買い積みという売買形態や、交易の場が沖漁場であったことにより、常に売買をめぐって漁師と緊張関係にあったこと、③宮津藩による伊根追掛の統制は当初は村役人に委ね

られ、後に藩による直接統制が始まるが、18世紀前期は統制の効果がほとんどなかったこと、④その理由は、追掛が水呑層のように他に生業の手段をもたない村落構成員の重要な生業であり、それゆえに村役人および漁師が、伊根追掛を保護していたためであることを指摘する。

第二章「一八世紀後期の漁獲物流通」では、18世紀半ばに入封した本庄氏の治世期に、追掛統制の方針転換によって、村役人・漁師・伊根追掛の前代以来のバランスが崩れ、漁師の意向によって伊根追掛が廃止に至る過程を検討する。ここでは、まず、①買い積みの伊根追掛に代わり漁師が導入した流通の手段は、賃積みの「歩一（市）積」であったことを明らかにしている。先行研究においては、歩一積は、賃積みであることにより原初的な流通形態であると評価されているが、宮津藩では18世紀後期に漁師によって導入された新規の流通方法であることを指摘する。また、②「追掛」と称される流通従事者はその後も伊根浦に存在し続けるが、それらは稼業形態・扱う漁獲物が変化したことで、前代の追掛とは異なる性格のものであったとする。

第二部「地付漁場利用秩序の変容過程」では、宮津藩における地付漁場利用秩序の変容の特質を、領主による漁師に対する漁業権保障の問題から考察している。全国的にみると、幕藩領主がどのような方針をもって漁民間の漁場利用秩序に関与したのかは十分明らかにされていない。従来、地先漁場地元主義（地先の漁場は地元村に優先的に利用させようとする考え方）の浸透の理由は、十分な実証を経ることなく、幕令であるいわゆる「山野海川入会」規定の幕藩領主による適用に求められてきた。同様に、宮津藩においても、特権的漁業権を有した漁師が存在し、その権利を次第に後退させる事実が既に指摘されているが、その権利後退の実態解明は一切行われず、「山野海川入会」規定の浸透にもとづく推測されてきた。

第三章「宮津藩における地付漁場利用秩序の特質」では、在方漁師間の漁場利用秩序を明らかにするために、宮津湾東部に位置する栗田郷を分析対象とし、在方漁師間の漁場争論における宮津藩の介入の契機と、その解決方法の特質を明らかにしている。①栗田郷は海・山・信仰を一体とする郷であるが、その一体性は、当該郷が近世初期に本村と複数の枝村から成る一村であったことが示すように、古くに遡ることが推定でき、後に11ヶ村に分村した際に郷の漁場利用関係が確定したこと、②このうち、地付漁場における定置網漁は、自村の地付漁場に設置することが基本であったが、可動性の高い引網漁は、たとえ地付漁場で行うものであっても占有場所が決まっておらず、栗田郷全村の入会であったこと、③18世紀末から各村の漁場占有の指向性が強まり、その結果、栗田郷内では従来の秩序維持が不可能となり、宮津藩の介入を招き、栗田郷は藩が示した新規の漁場利用秩序を今後の規定として受け入れたことを明らかにする。また、④藩側が示した漁場利用秩序は、村の地付漁場のうち、集落部の前面にあたる「家前（＝家下）」では地元村に優先権を与え、それ以外の地付漁場は従来通り入会とするという特質を有していたことを指摘する。

第四章「一九世紀半ばの漁場争論と特権漁業の後退」では、第三章で分析した栗田郷などの在方漁師に対して、宮津城下の町人身分の漁師（町方漁師）が起こした漁場争論を検討している。①町方漁師は、近世初頭の領主に対する勲功によって、地付漁場における広域的な漁業権を付与されたという由緒を有する特権漁師であるといわれてきたが、その由緒の主張がみられるのは、時代が降った18世紀半ば以降であること、②19世紀初頭の町方漁師と栗田郷漁師間の漁場争論では、町方漁師は由緒を先網権の根拠としてあげ、在方漁師側は先網が慣行であることを主張するが、宮津藩は両者の主張を証拠なきものとして取りあげず、新規の漁場利用秩序を示したこと、③その新規の秩序とは、町方漁師が、漁業を「本業」とすることによって、また、在方漁師が、論所を「地先」とすることによって、両者の権利をともに保障するものであったこと、④その後町方漁師は、自らの漁業は本業であり、在方漁師は農業を本業、漁業を余業としているという論理によって、在方漁師の操業を制限しようとするが、それは郡奉行の意見によって否定され、その結果、町方漁師の漁業権が制限を受けるようになったことを明らかにする。

第三部「幕末期における藩政改革と漁政」では、幕末期の藩政改革の一環として行われた藩政機構の改革が、宮津藩の漁政の転換の契機となったこと、および宮津藩の藩是が、漁業・漁民の支配にたずさわる藩役人間の議論を通して、徐々に変容していく過程を論じている。従来、幕藩政機構の有した漁政への規定性は、それほど注目されておらず、また、幕末期の幕藩政治改革と漁政との関係は、若干の藩における専売制の実施などが報告されるに過ぎず、漁政が藩政改革と関連づけて検討されることはほとんどなかった。

第五章「藩政改革と生業観の転換」では、①幕末期の藩政改革の過程で、裁許の迅速化と公平化を目指す郡奉行の主導に

より裁許機構の整備が行われ、その結果、漁業争論の管轄が船奉行や目付の手を離れ、郡奉行と町奉行に一本化されたこと、②宮津藩政のなかで、本業たる農業を圧迫するものであり制限されるべき「余業」とされていた在方の縮緬業が、郡奉行の意見によって農業を補完する生業と積極的に位置づけられたこと、③郡奉行は、在方縮緬業の振興のために、それを「商」行為であると位置づけるが、同時に、在方の漁業をも「商」と位置づけていたこと、④最幕末期には、藩の状況を「半農半商」と評する言説が受け入れられ、藩是が大きく転換していること、を論じる。この結果、藩政改革における在方政策の一環として、漁政機構の整備と生業観の転換が同時にすすめられたことが明らかとなった。

第六章「漁政と漁獲物流通」では、宮津藩において19世紀に生じた魚肥生産・流通をめぐる問題を、漁政のみならず、漁獲物の需要の側面から検討する。①宮津藩の漁獲物流通構造は、鯛・小鯛を主とする沖漁獲物への注目度の高さに規定されており、魚肥となる鯛は、19世紀に入るまで漁獲物流通統制の対象品目とはなっていなかったこと、②19世紀に入り若狭湾沿岸部では鯛の豊漁期を迎え、宮津藩領では干鯛生産が盛んになり、藩は城下町人に干鯛の流通を一手に担わせようとするが、鯛・干鯛は既に地域市場を形成しており、統制が順調には進まなかったこと、③再度の豊漁を契機に魚問屋・仲買衆と漁村との間に争論が起こり、郡奉行と用人との間で、「国潤」を争点とした議論が交わされること、④両者の議論の結果、在方漁師の豊漁時の生鯛仕所売買を承認する一方で、余分な干鯛は一律に城下に集荷させようとする両者の折衷案によって解決を迎えるが、統制の貫徹は困難であり、最幕末期には特に無高層により、積極的に干鯛生産、売買が行われていたことを明らかにする。

最後に、終章において、漁政史研究を進展させ、全国的な見通しを得るための若干の展望を記す。

#### 論文審査の結果の要旨

本論文は、丹後宮津藩領の漁村を分析対象とし、漁政史という視角から日本近世の漁業・漁村・漁獲物流通の問題を論じ、その歴史的位置づけを試みたものである。全体は3部6章に分かれたり、序章と終章が配されている。序章では、研究史を総括し、課題を提示する。第一部では沖漁場における漁獲物の流通を、第二部では地付漁場における漁場利用秩序を、第三部では幕末における藩政改革を、宮津藩漁政の展開と関連づけながら分析する。

近世漁業・漁村の研究は、農業・農村や林業・山村の研究に比して多くはない。1960年代以前の諸研究は、漁業そのものを経済史・技術史の観点から分析したものが大部分であり、近世の領主が漁業・漁村をどのように捉えたか、言い換えれば幕藩制社会のなかに漁業・漁村はいかに位置づけられるのか、といった課題設定からの研究はほとんどなかった。1970年代以降は、国家史研究の進展のなかで近世国家の特質と近世における漁業・漁村との関連が意識され、研究がすすめられている。

本論文は、こうした動向のなかに位置するが、その際だった特徴は、領主による漁業・漁村・流通統制あるいは支配、論者のいうところの漁政に分析の視座を据えている点にある。漁政という視角の必要性は、すでに1970年代に荒居英次により指摘されているが、研究はその後それほど進展しておらず、本論文は、漁政を分析の視座とした最初の本格的研究といっても過言ではない。

近世の漁場は沖漁場と地付漁場とからなるが、本論文は、従来の研究が地付漁場を中心としてなされていたのに対し、沖漁場の重要性を指摘し、そこでの漁獲物流通を担うものとして、沖で漁師より漁獲物を買取り城下宮津へと運ぶ「追掛」の存在を析出し、それには城下宮津の追掛と漁村である伊根の追掛のあること、18世紀前期の伊根における追掛は水呑層のように他に生業の手段をもたない村落構成員の重要な生業であり、漁師との間で売買をめぐる緊張関係をはらみつつも村の保護下にあったこと、追掛の統制は当初村役人に委ねられていたが、藩による直接統制へと転換していったこと、18世紀半ばに入封した本庄氏の治世期に統制強化の方向で政策が大きく転換するなか、漁師と追掛の間の対立が激化し、その結果、漁師によって伊根追掛が廃止され、賃積みの「歩一積」が漁獲物流通の主要な形態となったこと、を明らかにする。従来の研究が近代に残る追掛の姿から18世紀の追掛像を安易に描いてきたのに対し、論者は18世紀の追掛の具体的姿を克明に描き出し、その誤りを指摘し、さらにこれまで十分には位置づけられていなかった「歩一積」とそれへの転換を、領主による統制の契機を組み込みつつ位置づけている。

次に論者は、地付漁場利用秩序を取り上げ、宮津湾東部に位置する栗田郷11が村での漁場利用秩序は、近世初期に1村で

あった当郷が11ヶ村に分村した際に、定置網漁の自村地付漁場への設置、可動性の高い引網漁の郷全村での入会という形で定まったこと、18世紀末に各村の漁場占有の指向性が強まるなか、争論が頻発し、藩による裁許の過程で再編されたこと、その秩序の特徴は、集落部の前面にあたる「家前（＝家下）」での優先権と、それ以外の地付漁場での従来通りの入会にあること、を明らかとした。また論者は、由緒により広域的な漁業権を主張する町方漁師と先網が慣行であるとする在方漁師の地付漁場をめぐる19世紀半ばの争論を取り上げ、裁許にあたった藩は、両者の主張を証拠なきものとして取りあげず、町方漁師にとっては漁業が「本業」であり、在方漁師にとっては論所が「地先」であるとし、両者の権利をともに一部認めることで新たな漁場秩序を作り上げ、争論を決着させたこと、その後町方漁師はこの論理によって在方漁師の操業を制限しようとするが、余業の位置づけを転換させた郡奉行によってそれが否定され、町方漁師の漁業権が制限されていったこと、を明らかにする。これら地付漁場の利用秩序に関する分析は、従来の研究では実態分析が十分になされることのないまま、地先優先利用の全国的浸透を江戸中期に出された幕府の「山野海川入会」規定の領主による適用の結果としてきたのに対し、浸透の具体的過程を実証的に明らかにするとともに、地域・藩によって独自の秩序形成のあることを指摘し、従来の研究を批判的に位置づけている。

最後に論者は、漁政の問題を幕末期における藩政改革との関連で取り上げ、宮津藩における藩政改革の過程で郡奉行の主導による裁許機構の整備がなされ、漁場争論は郡奉行と町奉行とによって掌握されたこと、宮津藩政のなかで本業たる農業を圧迫するものであり制限されるべき「余業」とされていた在方の縮緬業を、郡奉行の意見によって農業を補完する生業と積極的に位置づけ、さらにそのいっそうの振興のためにそれを在方における「商」行為として認め、その位置づけを大きく転換させたこと、これを前提に在方の漁業もまた縮緬業同様、農業を補完する生業、ついで「商」と位置づけられ、地付漁場利用秩序を在方優位に転換していったこと、を明らかにする。藩政機構が有した漁政への規定性に注目したこうした主張は、従来の藩政改革に関する研究ではみられず、本論文が最初に注目したものであり、今後の漁業・漁村史研究における新たな視座を提示したものと見える。

以上述べてきたように、本論文は、従来の通説的見解を多くの面で改め、また漁政という視座を提示することで、近世漁業・漁村史研究の新たな地平を拓いたものであり、高く評価すべきものである。しかし、問題がないわけではない。沖漁と同等あるいはそれ以上に重要と思われる地付漁の鱒網漁とその漁獲物の流通が論に組み込まれていず、また19世紀に姿を変えて残る追掛のあり方も十分には明らかにされていない。さらに、近世前期の漁政をどのようなものと捉えるかも提示されていない。ただこれらの問題は、論者の今後の努力によって克服されるべきものであり、本論文の価値を大きく損なうものではない。

以上、審査したところにより、本論文は博士（文学）の学位論文として価値あるものと認められる。なお、2002年12月6日、調査委員3名が論文内容とそれに関連した事柄について口頭試問を行った結果、合格と認めた。